秋田県津波浸水想定

＜大潟村(5)、八郎潟町(1)、五城目町(1)、井川町(2)＞

図面番号: 18 / 35

1:25,000

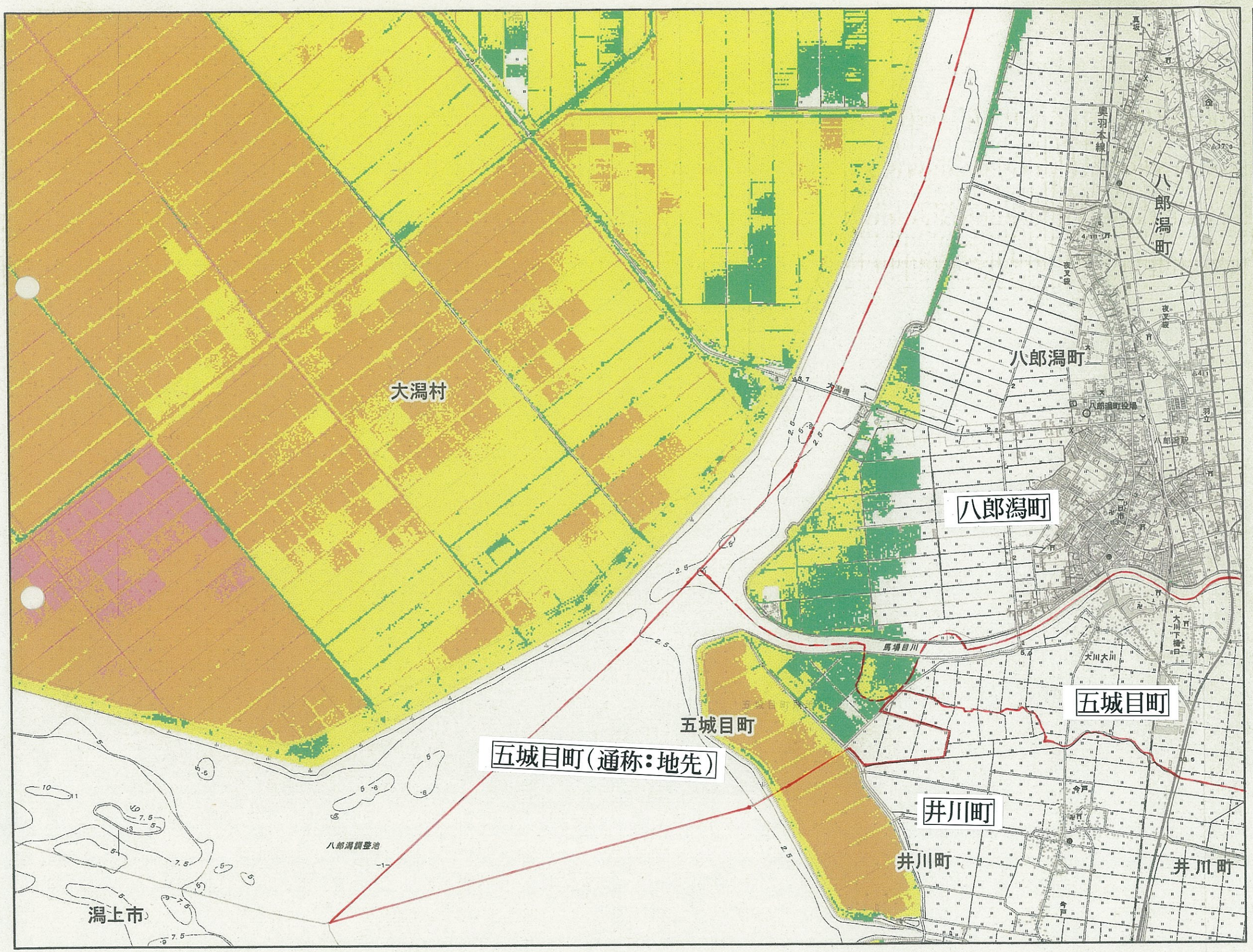

浸水深 (m)

- 10.0 - 20.0
- 5.0 - 10.0
- 2.0 - 5.0
- 1.0 - 2.0
- 0.3 - 1.0
- 0.01 - 0.3

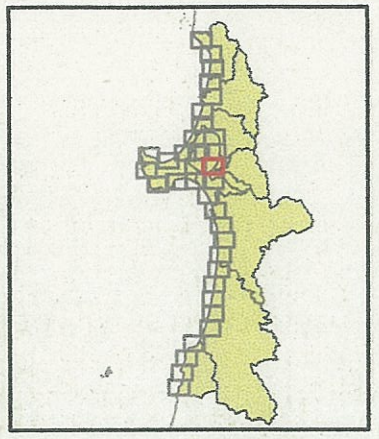

【留意事項】

○　「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○　「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。

○　最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した４断層に、最新の調査では見つからなかったものの「想定外を作らない」という考え方に基づいた秋田県独自断層（海域Ａ･Ｂ･Ｃ連動）を加え設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○　浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○　「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。

○　浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○　地盤高が低い地域については、防潮堤が壊れている場合、津波が収束した後でも水が引かず、長期間に渡って湛水することがあります。

○　「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。このことから、浸水域より上流部までを含めて、堤防内は危険な場所であり、揺れを感じたら直ちに避難する必要があります。

○　今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

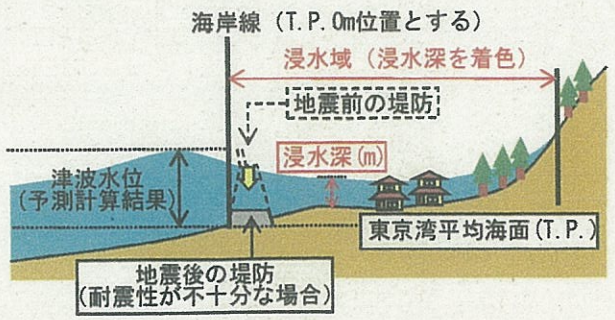

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。（承認番号　平27情複、第1192号）